

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成24年5月死去。申立人が相続。）及び申立人について、生活基盤変容による精神的損害（各50万円）、自主的避難等に係る損害（各20万円）の賠償が認められ、また、亡父について、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成23年3月から平成24年5月まで月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人について、亡父の介護を恒常的に行ったことを考慮して上記期間につき月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成24年5月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

(1) 申立人Xに対する損害

- | | |
|---|------|
| ア 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） | 50万円 |
| イ 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）
（期 間 平成23年4月23日から平成23年12月31日まで） | 20万円 |
| ウ 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針I） | |
| ⑦ ⑥の者の介護を恒常的に行ったこと | 60万円 |
| （期 間 平成23年3月から平成24年5月まで） | |

(2) 亡Aに対する損害

- | | |
|---|------|
| ア 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） | 50万円 |
| イ 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）
（期 間 平成23年4月23日から平成23年12月31日まで） | 20万円 |

ウ 日常生活障害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針I）

⑥ 重度又は中等度の持病があること 60万円

（期間 平成23年3月から平成24年5月まで）

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金260万円の支払義務のあることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 確認条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年2月16日

（仲介委員 新庄 健二）